

1. 件名: 東芝エネルギーシステムズ(株)原子力技術研究所の保安規定変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和2年12月14日(月)13:30~15:30

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、堀内安全審査官

東芝エネルギーシステムズ(株)原子力技術研究所 放管長 他1名

5. 要旨

(1) 東芝エネルギーシステムズ(株)(以下「東芝」という。)から、令和2年9月23日付けで申請のあった東芝原子力技術研究所の核燃料物質等保安規定の変更認可申請書について、資料に基づき説明を受けた。原子力規制庁から、主に以下の点について指摘した。

○品質目標を達成するための計画に含める事項として、必要な資源、責任者、結果の評価方法等があるが、当該の記載が確認できないことから、保安活動の実施状況に応じて、その内容を明確にすること。

(2) 東芝から、承知した旨の発言があった。

6. 資料

- ・資料1 品質管理基準規則及びその解釈と保安規定の対比表
- ・資料2 使用規則及び保安規定審査基準と保安規定の対比表
- ・資料3 保安規定と使用許可の整合性について
- ・資料4 施設管理について保安措置等運用ガイドと保安規定の整合性について

以上